

【論文】

民間被害者支援団体活動における臨床心理士の役割について — 面接相談で求められていることは何か —

中谷 敬明 (いわて被害者支援センター)

1. はじめに

犯罪被害者支援が社会的に高い関心を持たれ、今年4月に「犯罪被害者等基本法」が施行された。本年8月には同基本計画案(骨子)が公表され、臨床心理士の支援活動にも触れている(犯罪被害者等施策推進会議, 2005)。臨床心理士による犯罪被害者支援は従来の心理臨床活動とは異なる特質が指摘されている(小西, 1996 村瀬, 2004 佐々木, 2002 柳田ら, 2004)。また、犯罪被害者やその遺族は“こころの支援”だけを求めているのではない。彼らは犯罪被害者や遺族を支援するシステムを社会全体が構成し、自分たちが安心して過ごせる地域社会を求めている(井上, 2000 片山, 2003 酒井ら, 2004 少年犯罪被害当事者の会, 2002 地下鉄サリン事件被害者の会, 1998)。臨床心理士の被害者支援活動による社会啓発や偏見打破を期待する指摘もある(酒井ら, 2004)。

1993年に「犯罪被害者相談室」(東京医科歯科大学)が開設されて以来、民間被害者支援団体による活動が活発になっている。多くの臨床心理士や臨床心理士会が民間被害者団体と連携して支援活動に携わってきている。民間被害者支援団体には多様な犯罪被害者が面接相談に訪れるが、臨床心理士の実践においてどんなことが求められているのであろうか。本報告はある民間被害者支援団体が地元の臨床心理士会に委嘱して実施した15例の面接相談を検討し、犯罪被害者支援の場で臨床心理士が求められている役割を考察したい。

2. 対象と方法

(1) 対象者

平成13年11月から平成17年3月までの間に、いわて被害者支援センターに面接相談を依頼し、臨床心理士が面接した15事例(24名)である。被面接者は成人19名(男性3名・女性16名)、10代以下5名(小学生男児1名、小学生女児1名、中学生男子1名、高校生女子2名)であった。

(2) いわて被害者支援センターについて(面接実施までの経緯と面接室について)

いわて被害者支援センター(以下、センター)は平成13年10月に設立され、同年11月から活動(電話相談・面接相談・裁判等の付添い)を開始した。活動は毎週火曜日・金曜日の午後2時から午後6時までの、週8時間である。ただし、面接相談・裁判等の付添いは依頼者の希望に合わせて上記時間外でも実施することがある。電話相談・裁判等の付添いは事前研修を受講し、選任された委嘱ボランティアが担当する。面接相談は岩手県臨

床心理士会（以下、県士会）会員に委嘱している。相談は被害相談や被害届けを受理した担当警察官から紹介されて寄せられる場合が多い。また、担当警察官がカウンセリングの必要性を強く感じた場合、積極的に面接相談を勧めることもある。いずれの場合も被害者本人や保護者の意思確認はされている。

面接までの手続きは以下の通りである。面接依頼は最初に電話相談で受け付け、被害内容及び面接希望日時や面接者の性別を確認する。その後、センターのコーディネーターが県士会担当理事に連絡し、推薦された臨床心理士と個別に連絡を取っている。センター常設の面接室がないため、依頼の都度、依頼者の居住地に近い公的機関等で確保していた。具体的には警察署内の応接室・会議室、市町村内の無料相談室、大学相談室等である。面接依頼から実施までの期間は平均3～4日であった。面接回数は1事例1回、最大で4回であった。面接開始時間は勤務や学校終了後の18時以降が多く、1回90分から120分の面接相談であった。

3. 結果

センターで面接相談を実施した15事例の概要を表1にまとめた。概要は被害に遭ってから初回面接を行うまでの期間、センターへの面接相談依頼者、被面接者、被害内容と相談内容である。なお、被害者のプライバシーを保護するため事例の記述は必要最小限にしている。

(1) 被害から面接相談までの期間

15事例中8例が被害から1ヶ月以内に面接相談を依頼している。このうちの8例が性犯罪被害であった。残りの7例は6ヶ月以内が2例、1年以内が2例、1年以上が3例であった。事例Oは15～20年前にDVに遭い、深刻な被害を受けている。PTSDの診断を受け、面接相談時も治療を継続していた。母親と同居しているが、母の高齢化による将来の生活に対する強い不安が面接相談への動機であった。被害後の時間経過と共に日常生活への具体的な影響が表面化してきたものである。

(2) 依頼者

15事例中14事例で担当警察官がセンターを紹介している。センターに面接依頼してきた人物の被害者との関係は遺族2件（事例A・N）、母親5件（事例C・D・E・G・I）、本人3件（事例F・K・O）、警察5件（事例B・H・J・L・M）であった。警察からの依頼は岩手県警察の指定被害者対策要員²⁾からであった。事例Lは地域の中傷による2次被害について、事例Mは被害を目撃した被害者同胞の2次被害について指定被害者対策要員に相談していた。面接相談の必要性を強く感じた指定被害者対策要員がセンターに連絡してきたものである。

(3) 被面接者

警察からの依頼を除けば、依頼者本人が面接相談に来ている。未成年の被害者の場合、保護者（母親）と一緒に来談している。保護者は家庭内で自分の子どもを保護する方法や現在の対応の是非、回復の見通しに強い関心を持っていた。単身で面接を受けたのは7件

表1 面接相談事例の概要

期間	事例	依頼者	被面接者 (被害者との関係)	被害内容	相談内容
1 ヶ月 以内	A	父母	父母	傷害致死	亡くなった子どものこと 被害の経緯、現在の気持ち
	B	警察	妻	強盗殺人	今の気持ち
	C	母親	本人(10代) 母親	強姦	本人の気持ち 被害に遭った娘への対応
	D	母親	母親	強制わいせつ	母親の気持ち 被害に遭った娘への対応
	E	母親	本人(男性) 母親	強制わいせつ	性被害に遭った後の気持ちについて 司法制度について
	F	本人	本人(女性)	強制わいせつ	今後の捜査について 自分の被害について
	G	母親	本人(10代) 母親	強制わいせつ	被害に遭った娘への対応について
	H	警察	本人(女性)	強制わいせつ	被害後の気持ち 日常生活について
6 ヶ月 以内	I	母親	母親 姉(児童)	交通死亡事故	母親の気持ち 事故を目撃した姉への影響について
	J	警察	母親	強姦	被害に遭った娘の状況と対応について 母親の気持ちについて
1 年 以内	K	本人	本人(女性)	強姦	被害後の気持ちについて
	L	警察	本人(女性)	強姦未遂	被害後の2次被害に対する気持ち
1 年 以上	M	警察	父母 兄(10代)	交通死亡事故	現場に居合わせた兄弟への影響について
	N	父母	父母	死亡事故	事故発生経緯の確認手段について 事故後の生活状況
	O	本人	本人(女性) 母親	DV	元夫に対する賠償請求について 元夫に対する気持ち

※期間は被害に遭ったときから初回面接までの期間

であった。内訳は性被害（強姦・強制わいせつ）6件（内2名は母親）、強盗殺人被害1件であった。複数の被面接者がいる場合、担当臨床心理士の判断で合同面接にするかどうかを決めている。2名の臨床心理士が同時並行面接を実施できたのは事例Cのみであった。

(4)被害内容と相談内容

被害内容は性被害（強姦・強制わいせつ）9件、交通死亡事故2件、傷害致死・強盗殺人・死亡事故・DVが各1件であった。性被害の場合、被害者の年齢（成人・未成年）による

相談内容の違いが認められた。成人の場合（事例F・H・K・L）、不眠・回避（外出できない、男性が怖い）・過敏（物音に驚く）などの症状や感情体験、加害者への怒りを訴えている。そして、加害者に刑事責任を取らせる意思とこれから先を見詰めた展望を表明している。法的手続きに関しては警察で十分に説明を受け、理解していた。また、被害場所から離れる（転居や退職）ことで、再被害を積極的に防止することができていた。面接を担当した臨床心理士は被害者の話を傾聴しつつ、性被害に遭った女性に起きる心身状態を伝えた。また、転居や退職には被害者自身が否定的なイメージを持つこともあったが、被害者の選択を肯定的に支持していた。なお、被害前から家族関係の問題を抱えていた事例Kは1回の面接相談であったが、電話相談による支援が半年間必要であった。この電話相談では回避反応等の被害による影響と共に家族のトラブルが絶えず語られていた。

未成年の場合（事例C・D・G・J）、被害者本人が被害体験や自分の感情を話すことが少なかった。話すにしても過ぎたこととして簡単に触れるくらいであった。一方、母親は本人への対応に悩み、助言を求めていた。母親の話では、全ての事例で不眠・回避（自室に閉じこもる、家中であっても暗がり避ける）などの生活変化が被害後に生じ、面接時も続いていた。彼女たちは身近な生活環境で被害に遭っていた（学校・通学路）。被害に遭った同じ生活空間を過ごすことから、被害者本人や母親は再被害への不安を常に感じていた。母親は娘に対する罪責感を感じ、自分の保護的支持的な対応で間違っていないか、被害後の生活変化がいつまで続くのか、学校はどうしたらいいのかと心配は尽きなかった。この点は担当した臨床心理士によって対応が異なっていた。性犯罪被害者の一般的な被害後の状態と予後伝えて（心理教育的関わり）母親の対応を助言したり、母親の揺れる感情に焦点を当てて支持したりしている。初回面接約1週間後に2回目の面接意図確認目的の電話をセンターから依頼者にかけている。被害者自身の日常生活への影響は残存していることが報告されていた。しかし、初回面接での心理教育や母親への支持により、自分や子どもの状態に耐えられることも同時に報告され、2回目の面接相談を実施する事例はなかった。

事例I・Mの交通事故被害は通学途中であった。被害者の同胞が事故現場に居合わせ、事故直後の同胞の姿を目撃している。いずれの母親も同胞の死を目の当たりにした過酷な体験の影響に強い不安を持っていた。被害直後には同胞に不眠、過敏性といった症状が認められていたが、面接時の同胞には認められなかった。しかし、事例Iは家庭内で情緒不安定や退行現象を示しており、専門機関を紹介して継続的な介入が受けられるようにした。また、事例I・Mとも母親自身に強い不安感、加害者や周囲から受ける2次被害への怒りが認められた。事例Mは初回以後3回の単独の面接相談を実施している。臨床心理士は母親の悲しみに焦点を当て、3回目の面接では被害者の写真等を共に眺めながら喪の作業に付添っていた。

強盗殺人や傷害致死被害は予期できない被害である。事例A・Bは家族（子・夫）の突然の死を受け入れられない思いを語っていた。葬儀や警察の事情聴取を受けながら、不眠や食事する気が起きない、仕事が手につかないなどの日常生活や社会生活への影響や経済問題への不安を訴えていた。両者とも加害者が逮捕されていたため、刑事裁判の傍聴、民

事裁判の手続きなど、被害者の無念の想いを遺族が代わって果たせる手段の確認や同じ思いを持つ人々との接触を求めている。事例Bは同僚による犯行であったため、経済的補償を受ける準備を進めつつ同時に職場への強い怒りを感じており、常に不安定な心理状態であった。臨床心理士は遺族の圧倒的な感情を傾聴し、遺族が必要とした事実確認や情報を随時伝えていた。

事例Oは15～20年前にDVに遭っていた。深刻な被害を受けて日常生活を親に依存して過ごし、面接相談時も治療継続していた。親の高齢化による将来の生活に対する不安が強くなり、元夫への賠償請求を求めての相談であった。しかし、訴訟準備や裁判において2次受傷が予想されるため、主治医と相談しながら慎重に話を進める必要性を臨床心理士は伝えている。面接の中では主治医以外に語ることをなかつた過酷な被害内容や元夫への怒りが伝えられ、同席した母親との家族内葛藤についても触れていた。

4. 考察

長井（2004）は「被害者に対する心理的支援はストレスを和らげ、自律性ないし自己決定能力を回復するのに役立つ精神的な支援、事務的な支援、法律的な支援、医療的な支援等々を含む多様な種類の支援をさす言葉である。」そして、「圧倒的に苦痛な現実直面させられる被害者が一度なくしてしまった社会全体への信頼を取り戻せるようになるための努力」の過程であるが、「犯罪被害者だからといって、だれでもがカウンセリングを必要としているわけではない」と、犯罪被害者支援における基本的な考え方を説明している。

（1）臨床心理士の役割について

本報告による面接相談では、被害者が体験している心身状態の説明やこれから取組んでいかねばならない問題への情報提供が求められていた。犯罪被害者への心理的支援は被害直後の危機介入と長期的カウンセリングに分けられて考えられている（小西, 1996）。被害直後の危機介入では第1に身体レベルの安心感（富永, 2004）の回復を図り、次に心理教育を提供する。心理教育とは犯罪被害に遭ったときに起きること、心身の反応、家庭や周囲の反応、被害者の感情、司法手続きの問題、生活の問題などについて必要な知識を伝え、被害者自身に再び自己コントロール感を取り戻させる手立てである（小西ら, 2003）。また、異常な状況における正常な反応（長井, 2004）の中で体験しがちな否定的な自己認知を予防し、2次被害の影響を受けにくくする効果が期待できる（富永, 2004）。直後の危機介入を受けた被害者は長期のサポートを受けることが少ないといわれている。これらの点から、本面接相談では担当臨床心理士が被面接者に対する心理教育的役割を果たしたといえる。初回面接1ヶ月後の電話確認では被害者本人や母親が多少の不自由さや不安を抱えながらも生活していることが報告された。これは心理教育的支援を受けた結果、被害者やその家族が自己コントロール感を取り戻しつつあることを意味している。事例Kは約半年間の電話による支援が必要であったが、性犯罪被害に遭う前からの家族間問題の影響が大きいと推測された。面接相談においては被害回復を阻害するリスク要因の把握も重要である。これらのリスクも含めて、民間被害者支援団体での面接をどのように実施するか医療機関を

紹介するか、慎重な判断が必要となる（佐々木, 2002）。

筆者は、被害に遭ったときから初回面接実施までの期間によって、臨床心理士に求められる役割が違うのではないかと予想していた。しかし、期間の長さに関わらず被害者や家族から求められる役割に大きな違いはなかった。交通死亡事故被害に遭った事例Mの母親は学校行事や季節の節目で目にする同級生の姿に被害直後の感情を思い出していたが、自分で判断して必要の都度面接を求めている。事例Oも深刻な被害を受けて治療中であったが、不安定な生活基盤の自覚が加害者に対する行動力になっていた。日常生活や社会生活を取戻した後も、被害者自身や家族が“犯罪被害”体験を絡めながら問題を認識することにより、彼らは一時的に自己コントロール感を崩しやすくなることを意味している。従って、被害者や遺族が求めるときに、心理教育的支援が提供できることが重要である。

（2）臨床心理士と被害者支援ボランティアの協働について

被害者や遺族は精神的支援に限らず、事務的な支援・法的な支援を求めている。これは被害感情を克服する手段としての司法制度理解や日常生活を取戻すための経済支援の情報であって、遺族の安心感や自己コントロール感の回復と無関係ではなかった。心理教育的支援に加えて、事務的・法的支援を初回面接時に提供することが今後の課題である。民間被害者支援団体には臨床心理士、弁護士や福祉専門職等の専門家が参加しており、被害者や遺族の要望を満たす条件を備えている。しかし、専門家が常駐している民間被害者支援団体はなく、専門家から研修を受けた市民ボランティアが活動の中心である（全国被害者支援ネットワーク編, 2002）。

佐々木（2002）は被害者相談における複数のカウンセラーによる同席面接の有効性を指摘している。同席面接は被害者の安心感や現実感を補強し、面接者のストレスの軽減に役立つことが期待される。被面接者の心理状態を確認しながら心理教育的支援を提供する臨床心理士と事務・司法・経済的な実務情報を提供する市民ボランティアの同席面接は有効な手段になる。同席面接の実施には面接者間の信頼関係が形成されていること、面接者の役割確認がされていること、専門家に紹介する内容や時期が検討されていることが求められる。特に、被害者や遺族を面接者につなぐコーディネーターの役割が重要である（全国被害者支援ネットワーク編, 2003）。犯罪被害者支援が社会的・法的に体制化されてきている中、いわて被害者支援センターの今後の活動課題に取り上げる必要があると考えられる。

注) 岩手県警察では平成11年から県内各警察署に指定被害者対策要員を指定し、犯罪被害者への早期支援を実施している。その役割は殺人・傷害・強姦等の身体犯、ひき逃げ事件・交通死亡事故、その他事案により必要と認められる事件の被害者を対象に、付き添い・事情聴取等のヒアリング・捜査状況等の説明や民間の被害者支援団体等の紹介である。毎年度、警察学校で指定被害者対策要員を対象にした専科教養が開講され、いわて被害者支援センターの活動紹介等を実施している。

文 献

- 犯罪被害者等施策推進会議 2005 犯罪被害者等基本計画案（骨子） 内閣府
- 井上郁美 2000 永遠のメモリー 河出書房新社
- 片山従有 2003 犯罪被害者支援は何をめざすのか 現代人文社
- 小西聖子 1996 犯罪被害者の心の傷 白水社
- 小西聖子・伊藤晋二 2003 犯罪心理学—加害者のこころ、被害者のこころ— 角川書店
- 村瀬嘉代子 2004 心理臨床と被害者支援 臨床心理学 4(6) pp.705-709.
- 長井進 2004 犯罪被害者の心理と支援 ナカニシヤ出版
- 酒井肇・酒井智恵・池埜聡・倉石哲也 2004 犯罪被害者支援とは何か ミネルヴァ書房
- 佐々木千鶴子 2002 性犯罪被害者(成人女性)への早期介入について 心理臨床学研究 20(2)
pp.108-120.
- 少年犯罪被害当事者の会 2002 話を、聞いてください サンマーク出版
- 地下鉄サリン事件被害者の会 1998 それでも生きていく 地下鉄サリン事件被害者手記集
サンマーク出版
- 冨永良喜 2004 被害者支援における基本的考えについて 臨床心理学 4(6) pp.710-715.
- 柳田多美・米田弘枝・浜田友子・加茂登志子・金吉晴 2004 ドメスティック・バイオレンス
被害者の短期トラウマ反応とその回復 心理臨床学研究 22(2) pp.152-162.
- 全国被害者支援ネットワーク編 2002 被害者支援ボランティアのための研修マニュアル
全国被害者支援ネットワーク
- 全国被害者支援ネットワーク編 2003 全国犯罪被害者支援フォーラム 2002 全国犯罪被害
者支援フォーラム 2003 被害者支援の未来に向けて 全国被害者支援ネットワーク
pp.129-162.